

平成29年度
市P協のしおり 2
— 事務関連 —
【全校共通】

横須賀市PTA協議会

市P協のしおり 2 事務手続き関連 もくじ

重 要	P2
1. PTA調査票について	P3
2. 市P協会費について	P3
3. 家庭教育学級補助金	P4
4. こども110番の家の見舞金制度	P4
5. こども110番の家プレート申請書	P5
6. その他	P6

(1) 横須賀市PTA協議会及び事務局について

(2) 神奈川県PTA協議会 安全互助会について

(3) お願い

◆ 添付書類

書類名	右上番号	対象PTA	提出締切日
平成29年度PTA調査票	A1	全単位PTA	H29年5月9日(火)必着
家庭教育学級補助金関連	-	希望PTAのみ	-
【申請書】【報告書】記入例	A2-①		H29年10月31日(火)
申請書	A2-②		H30年1月9日(火)
報告書	A2-③		実施後、領収書提出
こども110番の家、見舞金制度について	-	-	-
申込書【タイプA】	A3-①	単独実施校のみ	H29年5月16日(火)
申込書【タイプB】	A3-②	とりまとめ校のみ	H29年5月16日(火)
こども110番の家ステッカー交付申請書	A4	希望校のみ	随時受付

重 要 ※全単位PTA共通

5月に入ってすぐにやっていただきたいことは次の2点です。

◆ PTA調査票を市P協に送る。締切 5月9日(火) 必着

→ 「1. PTA調査票について」参照

◆ 市P協へ会費を振り込む。締切 6月30日(金)

→ 「2. 市P協会費について」参照

※市P協の新年度は5月1日からになります。上記2点は、必ず5月に入ってか
らご対応ください。

※県PTA安全互助会の申込書は、市P協ではなく、県PTA安全互助会宛に
FAXしてください。

1. PTA調査票について 【書類A1】

本調査票のデータを市教育委員会へ提出し、また市P協・県PTA協議会の会費を算出させていただきますので、間違えないようご記入ください。また、市教育委員会の実施している5月1日の『学校基本調査』と同じ数をご記入ください※5月1日時点の数です。

5/9(火)までに事務局まで提出(学校メール便またはFAX)してください。教育委員会及び県PTA協議会への提出締切が近いので、締切を守っていただけますようご協力をお願いします。

2. 市P協会費について

(1) 市P協会費納入金額

69円×児童・生徒数 ※5月1日現在の児童・生徒数(書類A1に記載した数字)にて算出

(2) 振込についてのお願い

- ①会費は銀行振り込みにてお願いします。現金にて受領はいたしません。
- ②5/1以前に振り込まないでください。(市P協の新年度は5/1からです)
- ③会費は単独で振り込んでください。市P協への他の振込金(こども110番の家保険料等)と一緒に振り込まないでください。

(3) 納入期限

平成29年6月30日(金)

(4) 振込先

- ①下記、金融機関の市P協指定口座(5月1日以降有効)に振り込みをお願いします。
- ②振込金受取書が領収証になり、市P協からの領収証は発行しません。
- ③振込手数料は単位PTAでご負担下さい。
- ④下記信用金庫の窓口からお振り込みの場合、市P協宛の振込手数料は免除されます。ただし振込の際に、「横須賀市PTA協議会宛の振込は、手数料が免除されていると聞いています」とご確認いただくと確実です。
- ⑤専用振込用紙はご用意していません。

◆湘南信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 0090948

名義 横須賀市PTA協議会 会長 阿部 敏博(あべ としひろ)

◆かながわ信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 1270552

名義 横須賀市PTA協議会 会長 阿部 敏博(あべ としひろ)

3. 家庭教育学級補助金 【書類A2】

○対象:横須賀市PTA協議会に所属する全ての単位PTA

○補助金種類:横須賀市教育委員会からの委託事業。

○補助目的:家庭教育の振興とPTAの自主的活動の充実のため。

★補助金額:1事業あたり事業内容により1口2万円、2口まで。1校あたり上限4万円まで。

→事業内容については、市P協役員会で審査を行う。

○事業内容、条件など

①原則保護者向けで、PTA会長名で保護者向けご案内が出された講演会・講習会とする。

②原則保護者20名以上の参加が必要。

★③2口支給する条件としては、原則10万円以上の講師料で保護者40名以上の参加とする。

④趣味的な事業は不可。(フラワーアレンジメント、ネイルなど)

⑤「材料費」「食材費」「参加者へのお茶菓子代」などは補助不可。

⑥講師が公務員の方への支払い(お茶、お弁当、お花含む)については、補助不可。

⑦生涯学習課が神奈川土建に委託している親子工作教室は、教室開催に必要な費用が市教委生涯学習課から神奈川土建に委託料として支払われていますので、補助不可。

★○申請の締切:第1回締め切り 平成29年10月31日 第2回締め切り 平成30年1月9日(必着)

○支払い、報告など

★①11月と1月の役員会にて審査し、疑義のある場合は市教委 生涯学習課と協議し、結果をご連絡します。

②支払い金額については、申請していただいた時点では未定です。承認された事業が多い場合には、請求金額が満額払われない可能性がありますのでご了承ください。

②活動終了後の報告書と領収書が提出されたところより支払いを行います。

③必ず領収書(コピーで可)を報告書に添付してください。

○平成28年度承認例

・講演会「食育講演会」「ライフプランと思春期の性教育」

「叱らなくても子どもは伸びる～目から鱗の子育てと家庭教育～」

○補助対象とならない活動例

・「フラワーアレンジメント教室」「音楽鑑賞会、劇鑑賞会」「学校見学会のバスチャーター代」

○平成28年度実績

・12校申請、計20万6千円の支払い。

★注意事項

・講師への謝礼の場合、必ず領収証をいただいて、報告書に添付(コピー可)してください。

講師にお支払いした全額の領収書の写しで大丈夫です。

・講師が公務員の場合は、謝礼などの扱いに注意してください。

・本補助金については、運営などで各委員会の委員長にも説明してください。

・承認の条件は変わる場合がありますので、ご注意ください。

・ご不明な点は市P協事務局までお問い合わせください。

4. こども110番の家の見舞金制度 【書類A3】

こども110番の家に関する保険の加入は任意です。東京海上日動火災保険の「こども110番の家見舞金制度」については、市P協において一括加入することが可能です。

■各PTA(学校)にて、ご登録者リストの作成と管理をお願いします。

・リストに登録されている民家・商店・事業所が見舞金制度の補償対象となります。

・市P協、保険会社へのリスト提出は不要です。

・市P協へ申請後に登録者が増えた場合は、リストに必ず追加しておいてください。市P協、保険会社への報告は不要です。保険料の追加振り込みも不要です。

■保険契約期間は6月1日～翌年5月31日になります。

申込書は2タイプあります。

① 単位PTAで単独加入する。 → タイプAの申込書をご返送ください。

② 複数の単位PTAで構成した団体で加入する。 → タイプBの申込書をご使用ください。

その年度の取りまとめ校のみご返送ください。

※保険料振込先について

振込は5月1日以降をお願いします。(4月中には振り込まないでください)

保険料は、下記市P協の口座にお振り込みください。(市P協会費とは別に振り込んでください)

振込金受取書が領収証になり、市P協からの領収証は発行しません。

振込手数料は単位PTAでご負担下さい。

※保険料納入期限 平成29年5月31日(水)

※下記信用金庫の窓口からお振り込みの場合、市P協宛の振込手数料は免除されます。ただし振込の際に、「横須賀市PTA協議会宛の振込は、手数料が免除されると聞いています」とご確認ください。

◆湘南信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 0090948

名 義 横須賀市PTA協議会 会長 阿部 敏博(あべ としひろ)

◆かながわ信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 1270552

名 義 横須賀市PTA協議会 会長 阿部 敏博(あべ としひろ)

※保険の詳しい内容などについての問い合わせ先

〒238-0802 横須賀市馬堀町 2-2-8

東京海上日動火災保険(株) 代理店 サイカ保険サービス 雑賀(さいか) 貴洋 様

TEL 841-1408 FAX 841-1409 携帯 090-2246-2015

★こども110番の家が利用される事案が発生しましたら、市P協事務局またはサイカ保険サービスまでご連絡ください。

5. こども110番の家プレート申請書 【書類A4】

黄色のプレートを請求する場合には、こちらの書類に必要事項を記入の上、事務局までご提出ください。
後日学校メール便にてご担当者様に発送いたします。

※プレートは、皆様からの貴重な会費を使用して制作しています。過剰な在庫を持たないようにご協力のほど
お願い致します。

6. その他

(1) 横須賀市PTA協議会及び事務局について

◆連絡先

〒238-0006

横須賀市日の出町3-19-16 横須賀三浦教育会館内5F

TEL 046-824-1478 FAX 046-824-1480

E-mail: office@pta-yokosuka.jp

◆業務時間

事務職員：浅井 香緒里

祝祭日を除く 月～金 10時半～16時半(休憩 12時～13時)

※常駐職員は1名です。

業務の為の外出、会議やイベントなどがある場合には、事務局を留守にします。

確実にコンタクトをとりたい方は、メールをお送り下さい。できるだけ早く返信いたします。

携帯からメールを送る際には、事務局メルアドに対して、迷惑メール設定、なりすまし設定を解除してください。お返事が届かない場合があります。

◆横須賀市PTA協議会サイト

<http://pta-yokosuka.jp>

市P協の色々な情報の発信、また市P協からの配布資料や関連書類などがダウンロードできます。

※平成29年5月1日より、市P協HPがリニューアルする予定です。URLも変更になりますので、その際にはご連絡いたします。

(2) 神奈川県PTA協議会 安全互助会について

市P協に加入している学校PTAの単位PTAしか加入できません。加入は任意ですが、平成28年度横須賀市は全校加入しています。お知らせは、例年3月～4月に神奈川県PTA協議会より直接単位PTAに郵送されていますので、加入する場合は、神奈川県PTA協議会に直接お振り込みをお願いします。保険内容については、神奈川県PTA協議会安全互助会にお問い合わせください。

※市P協の活動は、各校PTA活動の一環として扱っていただき、もし市P協役員・委員の方が市P協活動に係わる件で事故に遭われたり怪我などされた場合には、各単位PTAにて県PTA協議会の安全互助会をご使用いただけますようお願いいたします。

(3) お願い

①各単位PTA広報紙について

- ・今年度発行される広報紙を1部、市P協事務局へご提供ください。
- ・他校への広報紙配布は任意ですが、全校へ広報紙を配布される場合は、表紙に『全校(または配布して欲しい学校)＋市P協に配布をお願いします』と書いて、学校通送便にのせてください。市役所の学校メール便担当の方が各校に振り分けてくださいます。また、A4サイズより大きい広報紙については、必ず半分にした状態でメール便に乗せてください。

※平成29年度・小46校、中23校、特別支援2校、市P協1部

②市P協主催の講演会・講習会の出欠票について

市P協主催の講演会・講習会などの出欠票は、出欠の有無にかかわらず、**全校に返信**をお願いしています。出席者がゼロの場合でも、欠席とご記入の上、事務局まで返信をお願いします。

未提出の場合、参加者がいないのか、提出を忘れているのかの判断がつかない為です。ご協力のほどお願いいたします。

③市P協の講習会、講演会、イベントにおいてのお願いと注意事項

市P協講演会、イベントの様子は、市P協スタッフにより写真撮影させていただき、市P協のホームページ及び広報紙などに掲載させていただきますのでご了承ください。なお、個人情報・著作権・肖像権の観点から、ビデオ撮影はご遠慮ください。また、写真撮影につきましては、講師以外の方の顔が写っている場合には、各校広報紙への掲載及びツイッター、Facebook など Web 上への公開はご遠慮ください。

④市P協の活動について

事務局より各単位PTAに書類を配布した場合は、市P協のホームページよりご案内しています。最新情報も随時アップしていますので、市P協のホームページをチェックしてください。

<http://pta-yokosuka.jp>

※平成29年5月1日より、市P協HPがリニューアルする予定です。URLも変更になりますので、その際にはご連絡いたします。

(4)家庭教育学級開催の際の注意について(市教委 生涯学習課より)

平成 27 年 4 月 1 日

各学校 PTA 会長 様

横須賀市教育委員会
生涯学習課長

家庭教育学級開催の際の注意について

家庭教育学級開催の際に、補助の対象とならないような場合がありますので、ご注意ください。
生涯学習課による横須賀市 PTA 協議会への事業経費補助金は、家庭教育振興に係る各種事業への補助金であり、その各種事業の中に家庭教育学級があります。家庭教育学級は、各校 PTA が各々の問題意識に基づいて、家庭教育振興に資する課題を自主的に設定し、実施するものですが、趣味・娯楽に特化したような内容等、不適當な場合は、補助対象に該当しないことが考えられます。その例を下記に挙げます。

- ◆趣味・娯楽的な内容（ネイルアート、フラワーアレンジメント、観劇等）
⇒趣味、娯楽的な内容に公費を投入するのは不適當。
- ◆生涯学習課が神奈川土建に委託している親子工作教室
⇒親子工作教室は、生涯学習課が家庭教育支援の目的で神奈川土建に委託したものであり、生涯学習課が委託料を支出しています。実施の際に必要な費用については、委託料で全て賄われているため、各校で費用を支出することなく実施できるものです。
※ただし、生涯学習課が神奈川土建に委託している親子工作教室ではなく、別途、PTA から神奈川土建に直接依頼して実施するような場合は認めます。
- ◆PTA から市や教育委員会等職員に依頼し、職員が所属の業務として行う場合。
⇒所属の業務として行うため、講師謝礼等は原則不要です。

※その他、迷うような場合は、実施前にお問い合わせください。内容を公開した場合に、公費を投入することが妥当と判断できるか否か、第三者から見ても公費投入が妥当と判断できるかどうかという観点からも御一考ください。また、市教委や市の事業等で、PTA で費用を支出しなくても実施できるようなもの（生涯学習課で神奈川土建に委託している親子工作教室等）は、補助対象になりませんので、実施しようとした際に、PTA が費用を支出しないと実施できないかどうかという観点からもお願いします。

事務担当：横須賀市教育委員会生涯学習課 遠藤

電話 046-822-8483